札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市	四六六、二二三円
上記以外の市町村	四五三、〇五六円

〔3～5　略〕

備考　表中の〔　〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市	四六一、五八九円
上記以外の市町村	四四八、五五七円

〔3～5　略〕

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、第六条の二を除き平成二十九年四月一日から適用する。

2　この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準第六条の二の規定は、平成三十年一月一日から適用する。